



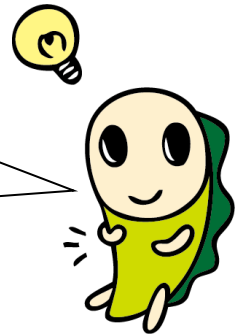
# 井戸の登録制度

## 補助金上限の変更について

杉並区では「震災時に区民の生活用水を確保するために、区内の井戸を杉並区震災時生活用水井戸として登録を行うこと」によって、区民の皆様がご所有の井戸を整備し、その水を近隣の方々に提供していただくという形で確保したいと考えております。その際、井戸の整備にかかる費用については、区で一部補助を実施しています。

令和6年度から、その補助金の上限を5万から10万円に変更しましたので、お知らせいたします。ぜひ、この機会に震災時生活用水井戸として登録していただき、震災時の地域防災力の向上にご協力をお願いいたします。

震災時には生活用水が不足する。  
自宅に井戸を設置したい！



登録※1していただければ、井戸の取付けや整備等維持管理の費用について、区が一部補助※2いたします。  
その上限を5万円から10万円に変更しました。

### ※1 井戸（震災時生活用水井戸）の登録要件

- ① 屋外（もしくは屋内であっても出入りしやすい場所）にあるもの
- ② 不特定多数の人が随時使用することのできる状態にあるもの
- ③ 手押しポンプ、もしくは自家発電設備を有する電動ポンプにより、十分な量の水が得られているもの
- ④ 登録名簿に記載された井戸所在地の情報公開（区公式ホームページで公開している区公式電子地図「すぎナビ」や区が発行する冊子等への記載）に同意すること

### ※2 補助金制度について

補助対象の工事は、ポンプ本体等の取付、修理等で、補助金の交付は1年間に1回のみです。補助金額は整備に要した経費の2分の1で、上限は10万円です。

### ※3 補助金上限の変更が対象となるのは、令和6年度以降の工事となります。